

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」の対応状況

令和4年7月7日

内閣府

文部科学省

厚生労働省

○子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目途として、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じることとされていた。

○このため、子ども・子育て会議において、施行後5年目に当たる令和元年度に、地方分権改革に関する提案事項や制度の施行状況等を勘案し、検討が必要な事項を整理し検討を行い、「子ども・子育て新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日)をとりまとめた。

○当該とりまとめについて、令和3年6月18日の第57回子ども・子育て会議で対応状況を報告したところであるが、その後より現在までの関係府省における対応状況は以下のとおりである。

3. 公定価格全般に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
3(3)	地域区分の在り方については、経過措置の将来的な取り扱いも含め、引き続き検討すべき	令和2年12月1日の子ども・子育て会議におけるご議論を踏まえ、公務員の地域手当に準拠しつつ、令和3年度介護報酬改定における地域区分の見直し内容を踏まえ、財源の確保と併せて検討していくとともに、隣接地域等との差が大きい地域については、地域手当が地域民間給与の適切な反映を目的とする手当であることや、他の社会保障分野の特例(補正ルール)との整合性、財源などの面から引き続き検討していくこととした。

4. 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
4(1)	更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべき	コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、令和4年2月から保育・幼児教育などの現場で働く方々の収入を3%程度（月額9千円）上げるための措置を実施。 また、更なる処遇改善については、令和3年12月の公的価格評価検討委員会の中間整理や骨太方針2022を踏まえ関係省庁と連携して検討。
4(5)	施設型給付の申請様式について、市町村が実際に使用している様式も参考にしながら、統一的な請求様式を作成するとともに、普及に向けて取組を進めるべき	令和3年度に地方自治体に対して意見募集を実施。その際の地方自治体からの意見を踏まえた標準様式案により、再度地方自治体に意見募集を行い、必要な修正を行った上で標準様式を提示。
4(9)	離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき	令和3年度に「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を実施し、令和3年12月に提言を取りまとめた。 また、令和3年度に人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究を実施し、各施設の取組事例等についてとりまとめ、各自治体に周知。
4(9)	保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべき	令和3年度に実施した「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」において、多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援として、保育所での児童発達支援との一体的支援（インクルーシブ保育）を実施すべきことが提言されたことを踏まえ、令和4年度中に設備運営基準について所要の改正を行う予定。
4(11)	看護師等免許保持者類似の届出制度の導入について、法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等の費用対効果も踏まえ、引き続きどのような対応が可能か検討すべき	就業状況等の届出の努力義務化については、保育士・保育所支援センターの再就職支援の強化に繋がる可能性がある一方で、届出がなされた場合の事務処理や必要な経費といった負担が増加することが見込まれるが、看護師や介護福祉士などの他業種における届出制度においては、努力義務化後も求職者数及び就職者数は概ね横ばいであること等を踏まえ、ただちに努力義務化を行うこととはしないこととした。

6. 地域の子育て支援等の機能の充実に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
6(2)	医療的ケア児の受入れ促進策について、モデル事業や実態調査等の結果を踏まえ、引き続きどのような対応が可能か検討すべき	令和4年度予算において、整備計画に基づき、保育所等における医療的ケア児の受入体制整備を進める市町村に対する補助率の嵩上げを行ったほか、2名以上の医療的ケア児の受入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置する場合の加算を創設した。

7. 認定こども園に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
7(3)	令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中の更なる免許状・資格の併有を促進するため、①保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例と、②幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべき	令和5年度からの更なる併有促進策として、現行特例の勤務経験に係る要件に加えて、新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、取得すべき8単位のうち更に2単位を取得したものとみなす特例を設けることとする予定。

9. 地域子ども・子育て支援事業に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
9(1)	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の量的拡充や補助の在り方については、ニーズ等を踏まえつつ検討すべき	令和4年度予算において、引き続き量的拡充を行うとともに、利用者支援事業(基本型)を実施する自治体が、一体的相談支援機関との連携や地域子育て相談機関としての新たな機能に対応するための「一体的相談支援機関連携等加算」を創設。

11. 終わりに

	とりまとめの概要	対応状況
11	市町村等の更なる事務負担の軽減等	市町村等における業務の効率化に資するよう、子ども・子育て支援及び児童手当に係る情報システムについて、令和4年夏を目途に標準仕様書(第1.0版)を作成するため、令和3年7月に立ち上げた検討会・WGにおいて、必要な検討を実施中。